

学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害の程度と判定方法

区分	障害の程度	判定方法
視覚障害者	<p>両眼の矯正視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は<u>著しく困難*</u>な程度のもの</p> <p>※ 通常の文字、図形等の視覚による認識にかなりの時間を要するとともに、すべての教科等の指導において特別の支援や配慮を必要とし、かつ、障害を改善・克服するための特別な指導が系統的・継続的に必要であること</p>	<p>身体障害者手帳の等級が 2 級以上のもの又は身体障害者手帳の等級が 3～6 級のもののうち左の基準に該当すると医師が診断したもの</p>
聴覚障害者	<p>両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器や人工内耳等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの</p>	<p>愛護手帳の療育判定が A のもの</p>
知的障害者	<p>1 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの</p> <p>2 知的発達遅滞の程度が 1 の程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの</p>	<p>愛護手帳の療育判定が A のもの</p>
肢体不自由者	<p>1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても<u>歩行*</u>、食事、衣服の着脱、排せつ等の動作や描画等の学習活動のための基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの</p> <p>2 肢体不自由の状態が 1 の程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導（特定の期間内に常に医学的な観察が必要で、起床から就寝までの日常生活の一つ一つの運動・動作についての指導・訓練を受けること）を必要とする程度のもの</p> <p>※ 歩行には、車いすによる移動は含まない。</p>	<p>身体障害者手帳の等級が 2 級以上のもの又は身体障害者手帳の等級が 3～6 級のものうち左の基準に該当すると医師が診断したもの</p>
病弱者	<p>1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して<u>医療*</u><sup>※1</sup>又は<u>生活規制*</u><sup>※2</sup>を必要とする程度のもの</p> <p>2 身体虚弱の状態が継続して<u>生活規制*</u><sup>※2</sup>を必要とする程度のもの</p> <p>※1 医師を中心とした診断や治療のこと。日常的な薬の服用や自己注射等は含まない。</p> <p>※2 疾患により、運動や日常の諸活動（歩行、入浴、読書、学習等）及び食事の質や量が著しく制限されるものであること</p>	<p>左の基準に該当すると医師が診断したもの</p>